



国家資格を持つ

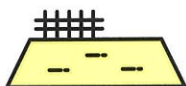
公認 不動産コンサルティングマスター[※]が 不動産に関するお困りごとを解決に導きます。

不動産に関するプロフェッショナルとして 売買、賃貸借に関わる相談 はもちろん
土地や建物の有効活用や投資の相談 まで幅広くお応えします。



こんな時に不動産コンサルティングをご活用ください！

土地の有効活用



- 退職後の安定収入確保のための土地の有効活用
- 市街化調整区域の土地有効活用
- 賃貸ビル事業の収益低下に対応した再有効利用
- 老朽賃貸住宅の建て替え・再有効利用の提案・シュミレーションなど

相続に関わる対策



- 相続対策を中心とした所有土地の有効活用
- 相続税軽減のための資産の組み換え
- 相続税支払いのための付加価値をつけた上での土地売却
- 相続税納付と事業資金の確保など

借家・貸地の整理



- 底地と借地の交換
- 借地権者による底地買い取り後、土地の一部を隣地所有者に売却
- 借地権と底地を合わせて第三者へ売却
- 低額賃料・容積率に余裕のある貸家・貸地を整理して有効活用を図るなど

複数権利者の権利調整



- 共同ビル建設に際しての土地所有者間の権利調整
- 複数借地権者による借地上の建物の建て替え
- 複数の権利者（借地人・借家人等）が混在する土地の有効活用
- 共有通路の権利関係の整理など

空き家問題の解決



- 遠隔地にある空き家の管理・処分や利活用
- 空き家の相続・権利調整と相続登記の義務化への対応
- 空き家発生予防の心得（遺言、成年後見制度、信託、その他）
- 空き家の解体や解体後の跡地利用 など

その他



- 顧客が競売に参加し、物件を取得するための各種の事前調査と助言
- 社員寮・社宅・工場跡地など企業用地の有効活用
- 分譲マンションの建て替え案件
- 駅前商店街の活性化や土地の再有効活用のための調査・企画立案など

※公認 不動産コンサルティングマスター とは

不動産の有効活用や投資について、高い専門知識と豊富な経験に基づいたコンサルティングのニーズに的確に応えることのできる応える専門家で、不動産コンサルティングに関する一定水準以上の知識及び技術を持つと認められ、公益財団法人不動産流通推進センターに登録された人々です。

不動産コンサルティングとは

企画提案型のコンサルティングとは、お客様のご相談に対して、企画提案書を提出した段階で報酬を頂き、契約が終了するコンサルティング業務の事です。企画提案後、斡旋や処分、仲介など事業執行を伴う業務については、必要に応じて事業執行に係るコンサルティング業務委託契約や媒介契約等を締結させていただきます。



不動産に関する専門家として
利用・取得・処分・管理・事業
に、助言しあるいは提案する



不動産コンサルティングとし
事業経営などに関し、依頼者
調査・分析等も含まれます。